

木更津市介護保険運営協議会
木更津市地域密着型サービス事業所部会

地域密着型サービス事業者の指定について（部会資料）

事業者名：イオンリテール株式会社

事業所名：イオンスマイル木更津桜井店

サービスの種類：地域密着型通所介護

目 次

1	指定申請書	1 頁
2	勤務形態一覧表	3 頁
3	平面図	6 頁
4	施設写真	7 頁
5	運営規程	16 頁

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定申請書

2024 年 4 月 26 日

市(区・町・村)長殿

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

申請者 名称 イオンリテール株式会社

代表者職名・氏名 代表取締役 井出 武美



介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号	040001000456					
申請者	フリガナ	イオンリテールカブシキガイシャ						
	名 称	イオンリテール株式会社						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 262 - 0023) 千葉県 都 道 千葉 市 区 美浜区中瀬一丁目5番地1 府 県 町 村						
	連絡先	電話番号	043-212-6500 (内線)		FAX番号	043-212-6576		
		Email						
	法人等の種類	営利法人						
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ	イデ タケミ	生年月日	1962年4月4日		
	氏 名	井出 武美						
代表者の住所	(郵便番号 270 - 0161) 千葉県 都 道 流山 市 区 大字緒ヶ崎1756番地の2 府 県 町 村							
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に☑ ☐								
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービス申請時に☑	指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様 式	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護					付表第二号(二)	
		認知症対応型通所介護					付表第二号(四)(五)	
		小規模多機能型居宅介護					付表第二号(六)	
		認知症対応型共同生活介護					付表第二号(七)	
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付表第二号(八)	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付表第二号(九)	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付表第二号(一)	
		複合型サービス					付表第二号(十)	
		地域密着型通所介護	☑	○		2024年7月1日	付表第二号(三)	
	居宅介護支援事業					付表第二号(十一)		
	介護予防支援事業					付表第二号(十二)		
	介護予防型サービス	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護				付表第二号(四)(五)	
介護予防小規模多機能型居宅介護						付表第二号(六)		
介護予防認知症対応型共同生活介護						付表第二号(七)		
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)						
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)						

付表第二号(三) 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号										
	フリガナ	イオンスマイルキサラツサクライテン									
	名称	イオンスマイル木更津桜井店									
	所在地	(郵便番号 292 - 0822) 千葉県 都 道 市 木更津市 市 区 桜井 571 府 県 町 村									
	連絡先	電話番号	0438-40-4900 (内線)				FAX番号	0438-40-4901			
管理者	フリガナ	マツイ テナツ				住所	(郵便番号 299 - 1163)				
	氏名	松井 千夏					千葉県君津市空師3-8-27				
	生年月日	1981年6月27日									
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)						生活相談員				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)						事業所番号				
	名称										
	兼務する職種及び勤務時間等										
共生型サービスの該当有無 ☐ 有 ☒ 無											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
食堂及び機能訓練室の合計面積 87.71 m ² 利用定員(同時利用) 18 人											
サービス提供単位1	○人員に関する基準の確認に必要な事項										
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		常勤(人)	1			2					
	非常勤(人)			3		2			3		
	○設備に関する基準の確認に必要な事項										
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
		○		○	○	○	○				
	営業時間	その他(年末年始休日等)		運営規程通り							
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	8	30	~	17	30			
土曜日・祝日											
サービス提供時間		9 : 30 ~ 12 : 40									
利用定員		18 人									
サービス提供単位2	○人員に関する基準の確認に必要な事項										
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		常勤(人)	1			2					
	非常勤(人)			3		2			3		
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
		○		○	○	○	○				
	営業時間	その他(年末年始休日等)		運営規程通り							
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	8	30	~	17	30			
		土曜日・祝日									
サービス提供時間		12 : 50 ~ 16 : 00									
利用定員		18 人									
利用定員		人									
サービス提供単位3	○人員に関する基準の確認に必要な事項										
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		常勤(人)									
	非常勤(人)										
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
		○									
	営業時間	その他(年末年始休日等)									
		曜日ごとに異なる場合記入	平日			~					
		土曜日・祝日									
サービス提供時間											
利用定員		人									
添付書類		別添のとおり									

(1) 4週
(2) 予定
(3)事業所における常勤の従業員が勤務すべき時間数 40 時間/週 152 時間/月
当月の日数 31 日
(4) 事業所全体のサービス提供単位数 2 単位
1 単位目
(5) 当該サービス提供単位のサービス提供時間 9:30 ~ 12:40 (計 3.17 時間)

No	(6) 職種	(7) 勤務 形態	(8) 資格	(9)氏 名		(10)																												(11) 1～4週目 の勤務時間数 合計	(12) 週平均 勤務時間 数	(13) 兼務状況 (兼務先及び兼務する 職務の内容) 等		
						1週目							2週目							3週目							4週目										5週目	
						1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日					
1	管理者	B	—		シフト記号	a	a	a	a	a	休	休	a	a	a	a	a	休	休	休	a	a	a	a	休	休	a	a	a	a	休	休			19 0	4.75 0	生活相談員	
2	生活相談員	B	介護支援専門員		勤務時間数	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0	0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0	0	0	1.0	1.0	1.0	1.0	0	0	1.0	1.0	1.0	1.0	0	0			58.58 60.17	14.65 15.04	管理者	
3	—				サービス提供時間内 の勤務時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	看護職員	D	准看護師		シフト記号																														0 0	0 0	機能訓練指導員	
5	看護職員	D	看護師		勤務時間数																														0 0	0 0	機能訓練指導員	
6	看護職員	D	准看護師		サービス提供時間内 の勤務時間数																														8.25 5.5	2.06 1.38	機能訓練指導員	
7	機能訓練指導員	D	准看護師		シフト記号	k		k		k		k		k			k		k			k		k		k		k							6 4.0	1.5 1	機能訓練指導員	
8	機能訓練指導員	D	看護師		勤務時間数	0.75		0.75		0.75		0.75		0.75			0.75		0.75		0.75		0.75		0.75		0.75		0.75						0.5 4.0	1.38 1	看護職員	
9	機能訓練指導員	D	准看護師		サービス提供時間内 の勤務時間数	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5			0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5						0 0	0 0	看護職員	
10	介護職員	A	—		シフト記号	s		s		s		s		s			s		s			s		s		s		s							22 22	5.5 5.5	看護職員	
11	介護職員	A	介護福祉士		勤務時間数	2		2		2		2		2			2		2		2		2		2		2		2						22 22	5.5 5.5	看護職員	
12	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数	2		2		2		2		2			2		2		2		2		2		2		2						22 22	5.5 5.5	看護職員	
13	介護職員	C			シフト記号		h		h				h		h			h		h			h		h										26 21.33	6.5 5.33	生活相談員	
14	介護職員	A	—		勤務時間数	e	e	e	e	e		e	e	e	e	e			e	e	e	e	e		e	e	e	e	e						77.58 60.17	19.4 15.04	生活相談員	
15	介護職員	A	介護福祉士		サービス提供時間内 の勤務時間数	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17		3.17	3.17	3.17	3.17	3.17			3.17	3.17	3.17	3.17	3.17		3.17	3.17	3.17	3.17	3.17						60.17 15.04	15.04 15.04	生活相談員	
16	介護職員	C			シフト記号	e	e	e	e	e		e	e	e	e	e			e	e	e	e	e		e	e	e	e	e						77.58 60.17	19.4 15.04	生活相談員	
17	介護職員	C			勤務時間数	4.08	4.08	4.08	4.08	4.08		4.08	4.08	4.08	4.08	4.08			4.08	4.08	4.08	4.08	4.08		4.08	4.08	4.08	4.08	4.08						77.58 60.17	19.4 15.04	生活相談員	
18	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17		3.17	3.17	3.17	3.17	3.17			3.17	3.17	3.17	3.17	3.17		3.17	3.17	3.17	3.17	3.17						60.17 15.04	15.04 15.04	生活相談員	
19	介護職員	C			シフト記号	n	n		n	n		n	n		n	n			n	n	n	n		n	n		n	n		n	n				82.5 47.5	20.63 11.88	生活相談員	
20	介護職員	C			勤務時間数	5.5	5.5		5.5	5.5		5.5	5.5		5.5	5.5			5.5	5.5	5.5	5.5		5.5	5.5		5.5	5.5						82.5 47.5	20.63 11.88	生活相談員		
21	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数	3.17	3.17		3.17	3.17		3.17	3.17		3.17	3.17			3.17	3.17	3.17	3.17		3.17	3.17		3.17	3.17						0 0	0 0	生活相談員		
22	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
23	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
24	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
25	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
26	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
27	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
28	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
29	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
30	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
31	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
32	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
33	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
34	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
35	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
36	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
37	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
38	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
39	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
40	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
41	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
42	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
43	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
44	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
45	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
46	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
47	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
48	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
49	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
50	介護職員	C			勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
51	介護職員	C			サービス提供時間内 の勤務時間数																														0 0	0 0	生活相談員	
52	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0	生活相談員	
53	介護職員	C			勤務時間数						</																											

(1) 4 週
(2) 予定
(3)事業所における常勤の従業員が勤務すべき時間数 40 時間/週 152 時間/月
当月の日数 31 日
(4) 事業所全体のサービス提供単位数 2 単位
2 単位目
(5) 当該サービス提供単位のサービス提供時間 12:50 ~ 16:00 (計 3.17 時間)

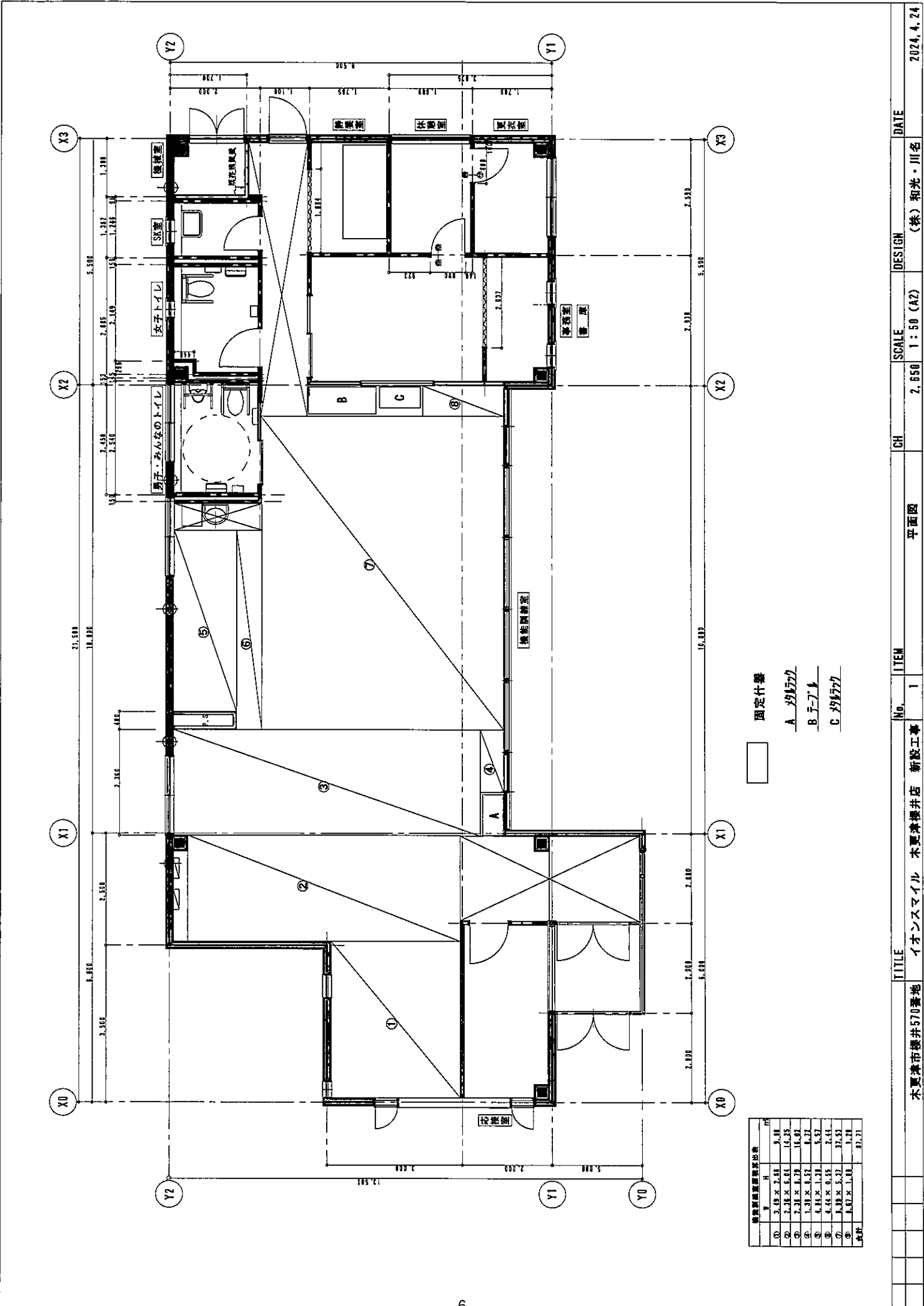
No	(6) 職種	(7) 勤務 形態	(8) 資格	(9)氏 名		(10)																												(11) 1～4週目 の勤務時間数 合計	(12) 週平均 勤務時間 数	(13) 兼務状況 (兼務先及び兼務する 職務の内容) 等				
						1週目							2週目							3週目							4週目										5週目			
						1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日							
1	管理者	B	—		シフト記号	b	b	b	b	b	休	休	b	b	b	b	b	休	休	休	b	b	b	b	b	休	休	b	b	b	b	b	休	休			14.25 0	3.56 0	生活相談員	
2	生活相談員	B	介護支援専門員		勤務時間数	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0	0	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0	0	0	0.75	0.75	0.75	0.75	0	0	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0	0	0	0	0	0	60.17 60.17	15.04 15.04	管理者
					サービス提供時間内 の勤務時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	—				シフト記号	d	d	d	d	d	休	休	d	d	d	d	d	休	休	休	d	d	d	d	休	休	d	d	d	d	d	休	休			0 0	0 0			
					勤務時間数	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	0	0	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	0	0	0	3.17	3.17	3.17	3.17	0	0	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	0	0	0	0		0	0
4	看護職員	D	准看護師		シフト記号		i			i				i			i				i			i				i		i						6 5.33	1.5 1.33	機能訓練指導員		
					勤務時間数		0.75 0.67			0.75 0.67				0.75 0.67			0.75 0.67				0.75 0.67			0.75 0.67				0.75 0.67		0.75 0.67										
5	看護職員	D	看護師		シフト記号	t			t				t			t				t			t				t		t		t					8.25 7.33	2.06 1.83	機能訓練指導員		
					勤務時間数	0.75 0.67			0.75 0.67				0.75 0.67			0.75 0.67				0.75 0.67			0.75 0.67				0.75 0.67		0.75 0.67		0.75 0.67									
6	看護職員	D	准看護師		シフト記号																														0 0	0 0	機能訓練指導員			
					勤務時間数																																			
7	機能訓練指導員	D	准看護師		シフト記号		j			j				j			j				j			j				j		j					26 20	6.5 5	看護職員			
					勤務時間数		3.25 2.5			3.25 2.5				3.25 2.5			3.25 2.5				3.25 2.5			3.25 2.5				3.25 2.5		3.25 2.5		3.25 2.5								
8	機能訓練指導員	D	看護師		シフト記号	t			t				t			t				t			t				t		t		t				35.75 35.75	8.94 8.94	看護職員			
					勤務時間数	3.25 3.25			3.25 3.25				3.25 3.25			3.25 3.25				3.25 3.25			3.25 3.25				3.25 3.25		3.25 3.25		3.25 3.25									
9	機能訓練指導員	D	准看護師		シフト記号																														0 0	0 0	看護職員			
					勤務時間数																																			
10	介護職員	A	—		シフト記号	f	f	f	f	f			f	f	f	f	f				f	f	f	f				f	f	f	f	f			74.42 60.17	18.6 15.04	生活相談員			
					勤務時間数	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17			3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17				3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17				3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17								
11	介護職員	A	介護福祉士		シフト記号	f	f	f	f	f			f	f	f	f	f				f	f	f	f				f	f	f	f	f			74.42 60.17	18.6 15.04				
					勤務時間数	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17			3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17				3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17				3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17	3.92 3.17								
12	介護職員	C			シフト記号																														0 0	0 0				
					勤務時間数																																			
13	介護職員	C			シフト記号	o	o	o	o	o			o	o	o	o	o				o	o	o	o				o	o	o	o	o			104.5 60.17	26.13 15.04				
					勤務時間数	5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17			5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17				5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17				5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17	5.5 3.17								
(14) サービス提供時間内 の勤務延時間数					生活相談員	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17			3.17	3.17	3.17	3.17	3.17				3.17	3.17	3.17	3.17			3.17	3.17	3.17	3.17	3.17			60.17 12.67	15.04 3.17					
					看護職員	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67			0.67	0.67	0.67	0.67	0.67				0.67	0.67	0.67	0.67			0.67	0.67	0.67	0.67	0.67									
					介護職員	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5			9.5	9.5	9.5	9.5	9.5				9.5	9.5	9.5	9.5			9.5	9.5	9.5	9.5	9.5			180.5	45.13					
(15) 利用者数						18	18	18	18	18			18	18	18	18	18				18	18	18	18			18	18	18	18	18									
(16) サービス提供時間（平均提供時間）						3.17	3.17	3.17	3.17	3.17			3.17	3.17	3.17	3.17	3.17				3.17	3.17	3.17	3.17			3.17	3.17	3.17	3.17	3.17									
(17) 確保すべき介護職員の勤務時間数（注：記入方法参照）						5.07	5.07	5.07	5.07	5.07			5.07	5.07	5.07	5.07	5.07				5.07	5.07	5.07	5.07			5.07	5.07	5.07	5.07	5.07									
(参考) (18) 1日の職種別人員内訳					生活相談員	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1				1	1	1	1			1	1	1	1	1									
					看護職員	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1				1	1	1	1			1	1	1	1	1									
					介護職員	3	3	3	3	3			3	3	3	3	3				3	3	3	3			3	3	3	3	3									
					機能訓練指導員	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1				1	1	1	1			1	1	1	1	1									

《要 提出》

■シフト記号表（勤務時間帯）

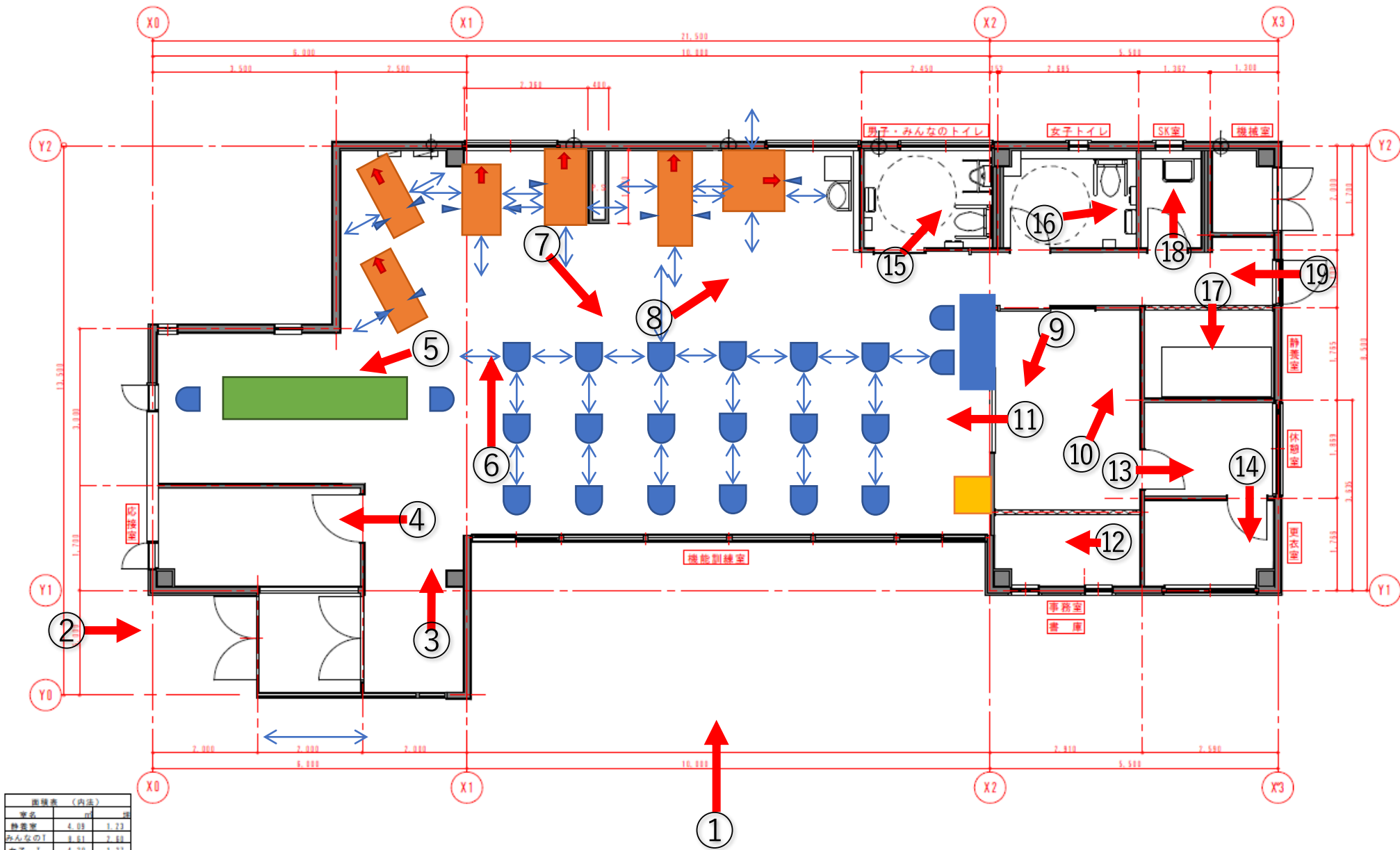
※24時間表記 休憩時間1時間は「1:00」、休憩時間45分は「00:45」と入力してください。

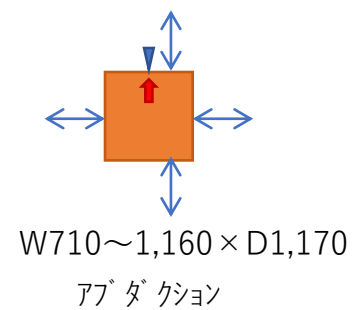
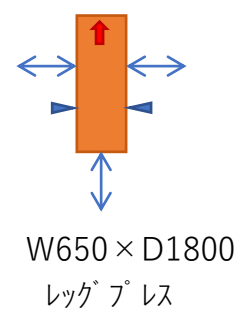
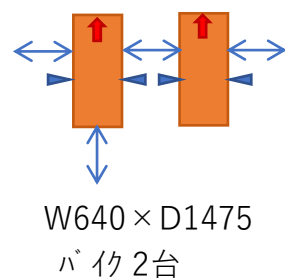
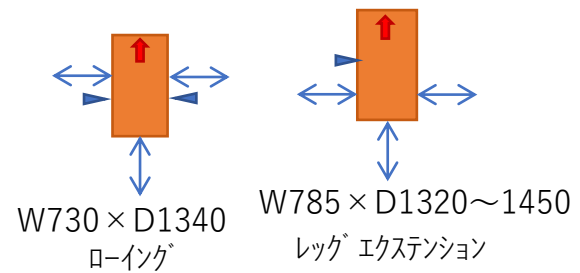
No	記号	勤務時間				サービス提供時間		サービス提供時間内の勤務時間			自由記載欄
		始業時刻	終業時刻	うち、休憩時間	勤務時間	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	勤務時間	
1	a	8:30	9:30	0:00	1	9:30	12:40	9:30	9:30	0	管理者AM
2	b	16:00	17:30	0:45	0.75	12:50	16:00	16:00	16:00	0	管理者PM
3	c	9:30	12:50	0:15	3.08333333	9:30	12:40	9:30	12:40	3.16666667	管理者兼相談員
4	d	12:50	16:00	0:00	3.16666667	12:50	16:00	12:50	16:00	3.16666667	管理者兼相談員
5	e	8:30	12:50	0:15	4.08333333	9:30	12:40	9:30	12:40	3.16666667	常勤(介護職員・相談員)
6	f	12:50	17:30	0:45	3.91666667	12:50	16:00	12:50	16:00	3.16666667	常勤(介護職員・相談員)
7	g	9:15	10:00	0:00	0.75	9:30	12:40	9:30	10:00	0.5	看護師A
8	h	10:00	13:15	0:00	3.25	9:30	12:40	10:00	12:40	2.66666667	看護師の機能訓練員としての時間(AM)
9	i	12:45	13:30	0:00	0.75	12:50	16:00	12:50	13:30	0.66666667	看護師P
10	j	13:30	16:45	0:00	3.25	12:50	16:00	13:30	16:00	2.5	看護師の機能訓練員としての時間(PM)
11	k	9:15	10:00	0:00	0.75	9:30	12:40	9:30	10:00	0.5	看護師 1 日（看護職AM）
12	l	12:45	13:30	0:00	0.75	12:50	16:00	12:50	13:30	0.66666667	看護師 1 日（看護職PM）
13	m			0:00	0			0:00	0:00	0	
14	n	8:30	14:00	0:00	5.5	9:30	12:40	9:30	12:40	3.16666667	介護職員AMのみ
15	o	11:45	17:15	0:00	5.5	12:50	16:00	12:50	16:00	3.16666667	介護職員PMのみ
16	p	8:30	13:15	0:45	4	9:30	12:40	9:30	12:40	3.16666667	介護職員(1日) AM
17	q	13:15	17:15	0:15	3.75	12:50	16:00	13:15	16:00	2.75	介護職員(1日) PM
18	r			0:00	0			0:00	0:00	0	
19	s	10:00	12:00	0:00	2	9:30	12:40	10:00	12:00	2	看護師 1 日（機能訓練AM）
20	t	13:30	16:45	0:00	3.25	12:50	16:45	13:30	16:45	3.25	看護師 1 日（機能訓練PM）
21	u				1					1	
22	v				2					2	
23	w				3					3	
24	x				4					4	
25	y				4					3	
26	z				5					5	
27	休				0					0	休日
28	-										
29	-										
30	-										



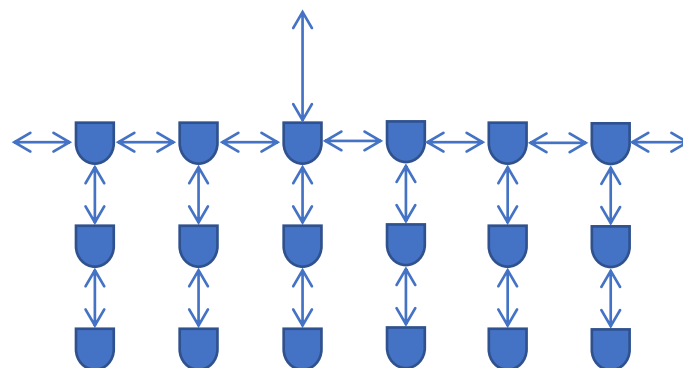
機材数量表			
品名	単位	数量	備注
①	㎡	3.49	2.41
②	㎡	2.48	5.41
③	㎡	2.48	5.41
④	㎡	1.49	4.32
⑤	㎡	4.44	0.55
⑥	㎡	4.44	0.55
⑦	㎡	4.44	0.55
⑧	㎡	4.44	0.55
⑨	㎡	4.44	0.55
⑩	㎡	4.44	0.55
合計	㎡	4.44	0.55

固定什器
A 396777
B 3-777
C 396777





1/100

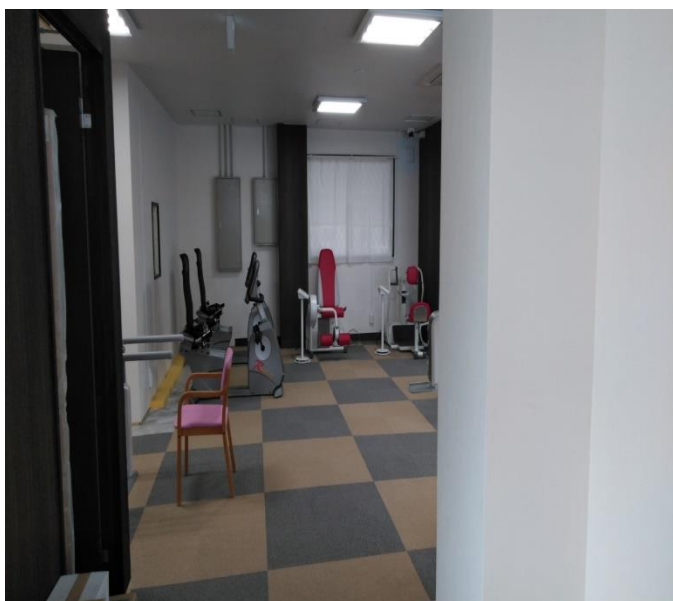




①外観



②玄関前



③玄関→建物内



④相談室



⑤機能訓練スペース①



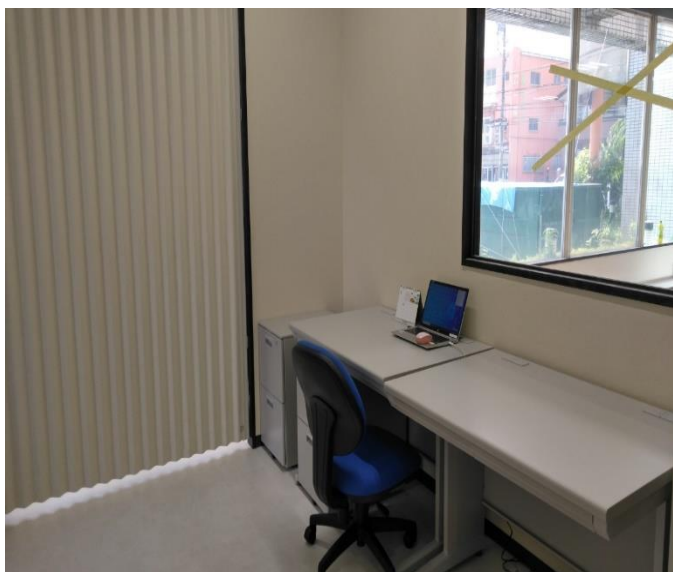
⑥機能訓練スペース②



⑦機能訓練スペース③



⑧機能訓練スペース④



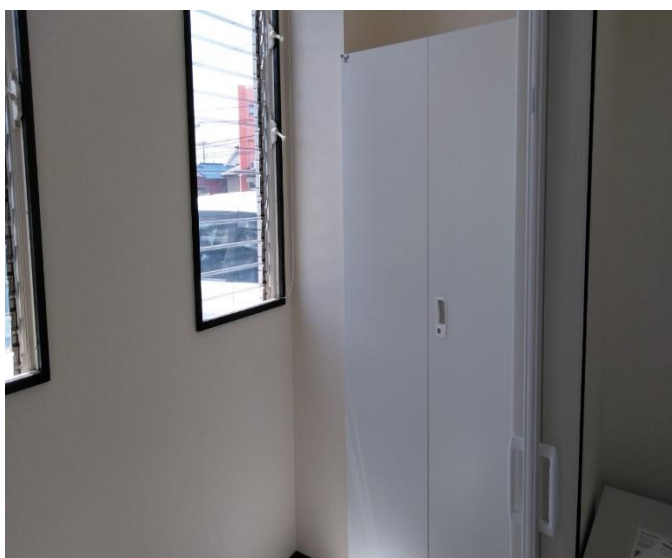
⑨事務所①



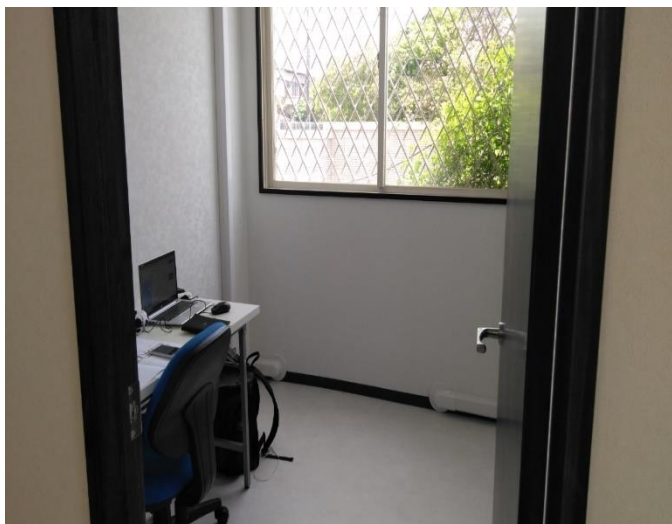
⑩事務所②



⑪事務所③（中→外）



⑫書庫



⑬休憩室



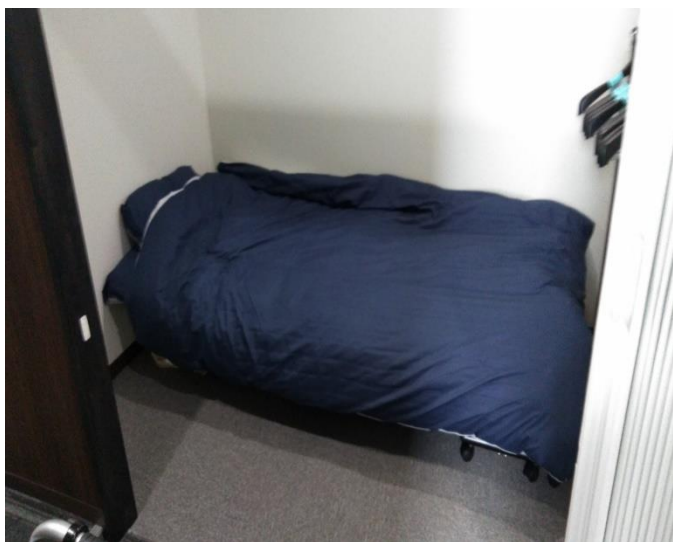
⑭更衣室



⑮トイレ①



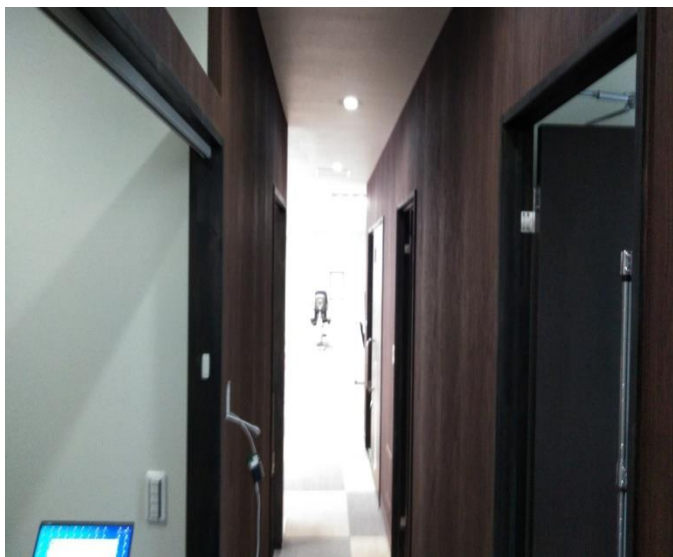
⑩トイレ②



⑪静養室



⑬SK室



⑭従業員入口→建物内

指定地域密着型通所介護および木更津市介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)
イオンスマイル木更津桜井店 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、イオンスマイル木更津桜井店(以下「事業所」という。)を開設するイオンリテール株式会社(以下「事業者」という。)が、要介護状態および要支援状態または要支援状態相当にある高齢者等(以下「要介護者」という。)に対し、指定地域密着型通所介護および木更津市介護予防・日常生活支援総合事業による第1号通所事業(以下「指定通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)を提供するにあたり、事業所の運営に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、他の第1号サービス事業者、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 イオンスマイル木更津桜井店
- ② 所在地 千葉県木更津市桜井571

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (常勤、生活相談員兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 従事者

生活相談員 サービス提供時間に応じて1名以上配置

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導を行う。

看護職員 単位毎に1名以上配置

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 単位毎に専従で常時1.6名以上配置

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な業務の提供にあたる。

機能訓練指導員 単位毎に1名以上配置

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日(但し、祝日、GW、夏期、年末年始の休業日については、事業所にて決定する。年度休業日カレンダーにて休業日を告知する。)

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(サービス提供時間及び利用定員)

第6条 事業所のサービス提供時間及び利用者の定員は、下記のとおりとする。

1単位目 サービス提供時間帯 9時30分から12時40分 定員18人

2単位目 サービス提供時間帯 12時50分から16時00分 定員18人

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント(以下「ケアプラン」という。)に基づいて利用者が同意したサービスとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、ケアプランの作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 日常生活上の世話に関すること

介助が必要な利用者に対して排泄の介助、室内の移動及び車いすへの移乗の介助を行う。

2 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐ為に必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

3 健康チェックに関すること

利用の都度、血圧・体温・体調のチェックなど健康チェックを行う。

4 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

5 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者および第1号介護予防支援事業者(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用希望者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成等)

第9条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、指定通所介護等の提供の計画(以下「通所介護計画等」という。)を作成する。また、すでにケアプランが作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する。

2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得、その通所介護計画書等を交付する。

3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて指定通所介護等を提供するとともに、継続的な指定通所介護等の管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録の記載)

第10条 指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第42条の2第6項および第115条の45の3第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付

の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第11条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は木更津市が定める基準にするものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証および介護保険負担割合証による利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

2 第1項の利用料の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

3 指定通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書及び重要事項説明書で指定する方法(口座自動振替又は銀行振り込み)により利用料等を納入することとする。

4 利用者負担額を口座自動振替する時は、口座振替手数料として月額100円を徴収する。

5 飲物代(コーヒー・レモン水・麦茶等飲み放題、希望者のみ)として月額100円を徴収する。

6 通常の事業の実施地域を超えて行う指定通所介護等に要した交通費は徴収しない。

7 午前の利用者から利用当日午前8時迄、午後の利用者から利用当日11時迄にキャンセルの連絡を頂けなかった場合はキャンセル料として月額500円を徴収する。但し、体調の急変や突然の通入院等やむを得ない事態が発生した場合はこの限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、木更津市の全域

(契約書の作成)

第13条 指定通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定通所介護等を提供前又は提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護等を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、防災計画を作成し、避難訓練等を次のとおり行くとともに必要な設備を備える。

防火防災責任者	イオンスマイル木更津桜井店管理者
防災訓練	年2回
部分訓練	年2回(消火器訓練、避難訓練等)

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 指定通所介護等に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従事者に対し、感染症等に関する基礎知識を習得させるよう努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(指定通所介護等の利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、従事者立会いのもとで使用させるものとする。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し、安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第18条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 市区町村および国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 市区町村および国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

第19条 指定通所介護等の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 利用者に損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第20条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染防止対策)

第22条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第23条 事業所は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後2か月以内 ② 継続研修 年2回以上

- 2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 指定通所介護等の提供に関する記録(サービス提供記録、従事者の勤務体制に関する記録、介護報酬を請求するために国民健康保険団体連合会に提出したものの写し)を整備し、その完結の日から5年間保管する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、イオンリテール株式会社とイオンスマイル木更津桜井店の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 7月 1日から施行する。